

母子手帳の温故知新

中村 安秀

公益社団法人日本WHO協会

1. 日本で生まれた母子健康手帳（以下、母子手帳）：貧しいからうまれた先人の工夫

世界的にみれば、母子保健分野において、様々な形式の家庭用記録媒体が存在する。世界保健機関（WHO）は2018年に「母子の家庭用記録に関するガイドライン」を発行し、妊娠中記録、予防接種カード、小児健康ブック、統合母子健康ブック（母子手帳に相当）を家庭で保持することの重要性を訴えた。

国際母子手帳委員会は、母子手帳を「妊娠・出産・子どもの健康の記録が一冊にまとめられており、しかも保護者が手元に保管できる形態である」と定義した。世界で初めて母親と子どもを1冊の手帳で管理する「母子手帳」が作られたのは、1948年であった。当時の母子手帳において配給欄の果たす役割は大きかった。

1965年に施行された母子保健法第16条において「母子健康手帳」と名前が変わり、1991年に母子保健事業が市町村に委譲され、自治体の責任で母子手帳が発行されるようになった。沖縄県のほとんどの自治体で使われている「親子健康手帳（沖縄県小児保健協会発行）」は、小中学校で使うことを前提に、20歳までの健康記録欄があり、150ページを超える厚いカラー版冊子である。

2. 世界に広がる母子手帳：切れ目のない支援の切り札

世界的には母子保健に関する「継続ケア」という発想が広まっている。時間的にも、空間的にもひろがりをもつ母子保健サービスを、女性と子どもを分断することなく提供することにより、妊産婦死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率などを低減しようという狙いがある。

日本の母子手帳に触発されて、各国において文化や社会経済状況を反映した様々な取り組みが、国際協力機構（JICA）、ユニセフ、NGOなどの協力を受けて行われている。すでに、50を超える国や地域で母子手帳が開発されている。

2018年10月の世界医師会（WMA）総会において、「母子手帳の開発と普及に関するWMA声明」が採択された。WMAは、医師会と医療専門職が母子手帳を利用するように勧告し、持続可能な開発目標（SDGs）の「だれひとり取り残されない」理念に基づき、非識字者、移民家族、難民、少数民族などにも使われるべきであると宣言した。

3. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）：母子手帳が家庭にある安心感

COVID-19により、世界中の母子保健サービスは大きな影響を受けた。暫定的な報告では、妊婦健診の受診率、施設分娩率、乳幼児の予防接種率の減少が報告されている。

2021年2月の「母子手帳国際会議ウェビナー」では、インドネシア、ガーナなどから、COVID-19パンデミックが起これる中での母子手帳の役割や活用例の発表があった。感染流行に伴い地域保健活動が制限されるなかで、保健ボランティアなどによる母子手帳を活用した健康教育の役割が増していることが報告された。

4. 母子手帳の未来像：前例にとらわれない挑戦が続く

母子手帳が世界に広がる過程のなかで、日本も大きな学びの機会を得た。日本発の母子手帳であるが、母と子のいのちと健康を守る心意気は世界共通である。いまこそ、世界に広がった母子手帳の歩みから、私たちが謙虚に学び直す時期である。

具体的には、「子どものための母子手帳」として、小中学校、高校、大学などで健康教材として活用し、わかりやすいイラストや写真を増やす工夫が必要である。続いて、アナログとデジタルの併用である。健康教育内容をスマホでも読めるようにすることにより、低出生体重児、障がい児、外国人家族、視覚障害の母親など、バリアフリーの母子手帳をめざすことができる。

「大きな和で育む 子どもの未来」をテーマに掲げた沖縄大会を契機に、世界最高水準の乳児死亡率を誇る日本の母子手帳にグローバルな発想を取り込むことにより、未来の発展につながる大きな飛躍が生まれることを期待したい。